

東京都立大学

みやこ MIRAI (Motivating Integrated
young Researchers towards Adaptive
intelligence Initiative : MIRAI)

プロジェクト

令和 7 (2025) 年度 <区分 1 >

申請要領

区分 1 は博士後期課程 1 年次相当の学生かつ一定の申請要件を満たす学生が対象となります。
--

はじめに

東京都立大学（以下「本学」という。）は、2023 年度より『東京都立大学 研究力強化推進プロジェクト』をスタートさせました。このプロジェクトでは、「7 つの戦略と 21 の取組」を策定しています。「研究教育環境の整備」「研究時間の確保」「若手研究者の人材育成」など、研究力の向上に資する戦略を全て網羅し、大学として取り組んでいくことを宣言したところです。

この中で、本学は「戦略6 若手研究者の人材育成（16）博士後期課程学生支援」を設定し、2023 年度に全学組織である博士人材支援室を設置しました。博士人材支援室では、多様な博士人材の支援にかかる様々な施策を実施しています。

2025 年度より、本学では、学生が生活や就職の心配なく博士後期課程に進学できるよう、博士後期課程に進学を希望する優秀な学生を対象に、経済的支援として研究奨励費（生活費相当額）及び研究費を支給します。同時に、産業界等幅広い分野での国際的な活躍につなげるためのキャリアパス支援、トランスファラブルスキルプログラムの提供を充実させていきます。

1. 目的

みやこ MIRAI（Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative：MIRAI）プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、研究に専念できる環境を提供することで本学博士後期課程への進学を促進するとともに、高度な研究力と多視座間での相互の学びにより、革新的なイノベーションを起こし、真理の探求と科学の進歩に貢献できる高度な専門人材を育成します。

2. 申請区分及び支援内容

申請区分は以下の2つとなります。自身が該当する区分に申請してください。なお、支援内容は区分1、区分2のいずれかとなり、重複申請はできません。

区分1	研究活動に専念して研究力の向上を図ることができる環境（「6. 経済的支援等」を参照）を提供します。学生は以下のいずれかのコースを自身で選択し、それぞれのコースにて提供されるキャリア形成支援及びトランスファラブルスキルの獲得、国際性等を身につけます。よって本プロジェクト採用学生は、研究力の向上に邁進するとともに、それぞれのコースにおいて提供されるプログラムに積極的に取り組むことが求められます。 ア 国際視座涵養（Global Perspective：GP）コース：研究における国際性をより高め、当該分野において世界の先端を担う研究を志す人材を育成する。 イ 多視座涵養（Transferable Skills：TS）コース：多様な研究分野とのコラボレーションやコミュニケーション力を高め、高度なトランスファラブルスキルを企業等において提供することが可能な人材を育成する。 ウ 社会デザイン（Future Design：FD）コース：人類社会の進歩と発展に寄与するため、自ら設定した社会的課題に向けて新しい価値を創造・デザインする人材を育成する。
（参考） 区分2	以下ア～ウのいずれかに採用されている者を対象とし、当該プロジェクトの研究活動に専念できる環境を提供することにより、研究力及びコミュニケーション能

	力の一層の向上を図ることができる環境を提供するものです。 ア 独立行政法人日本学術振興会特別研究員 DC1 若しくは DC2 ((以下「DC」という。)) イ 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (以下「SPRING」という。)) ウ 東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (以下「BOOST」という。))
--	--

3. 申請資格及び要件

以下の (1) に該当し、(2) のア、イ、ウのいずれかに該当し、(3) ～ (5) の要件を満たす者とします。

- (1) 東京都立大学大学院学則 (平成 17 年度法人規則第 49 号) 第 3 条第 2 項に規定する博士後期課程に在学し、2025 年 4 月 1 日時点において在学期間が 12 ヶ月未満の者。ただし、休学期間 (休学期間の合計が 6 ヶ月以上の場合に限る) は、在学月数には含まない。
- (2) 2025 度が採用年度となる以下いずれかに申請している者
 - ア 独立行政法人日本学術振興会特別研究員-DC1 又は DC2 (DC)
 - イ 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (SPRING)
 - ウ 東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (BOOST)
- (3) 博士後期課程に入学した時点において 30 歳未満である者^{※1}
- (4) 国籍等について、次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) に定める特別永住者として本邦に在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第二の永住者、日本人の配偶者等 又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者
 - オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者 であって、日本学生支援機構が定める要件全てに該当する者
- (5) 本プロジェクトの趣旨や義務を十分に理解し、それらに同意する者

ただし、支援開始日時点において、次の(6)～(8)のいずれかに該当する者は、対象外とします。

- (6) 所属機関等から生活費相当額として年間 240 万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得ている者^{※2}
- (7) 東京都立大学大学院学則 (平成 17 年度法人規則第 49 号) 第 15 条に規定する長期履修制度適用者^{※3}

(8) その他本プロジェクトの対象外となる者※4

※1：出産、育児、介護等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について配慮することとします。

※2：資格確認のため収入に関する証明書類等の提出を求めています。

※3：出産、育児、介護等の事由による長期履修制度適用者は除きます。

※4：重複受給不可とされている奨学金等による支援を受ける者を指します。

4. 支援予定人数

原則全員支援（「3.申請資格及び要件」に記載の条件を満たす者）

5. 支援期間

2025年8月1日から標準修業年限内までの最大2年8ヵ月間となります。ただし2024年10月入学（秋入学）の方については最大2年2ヵ月が支援期間となりますのでご注意ください。

（支援期間の例）

2025年4月1日時点の状態		支援期間（最大）
学年	在学期間	
博士後期課程 1 年次	0.0 年（2025 年 4 月入学）	2 年 8 ヶ月
博士後期課程 1 年次	0.5 年（2024 年 10 月入学）	2 年 2 ヶ月

6. 経済的支援等

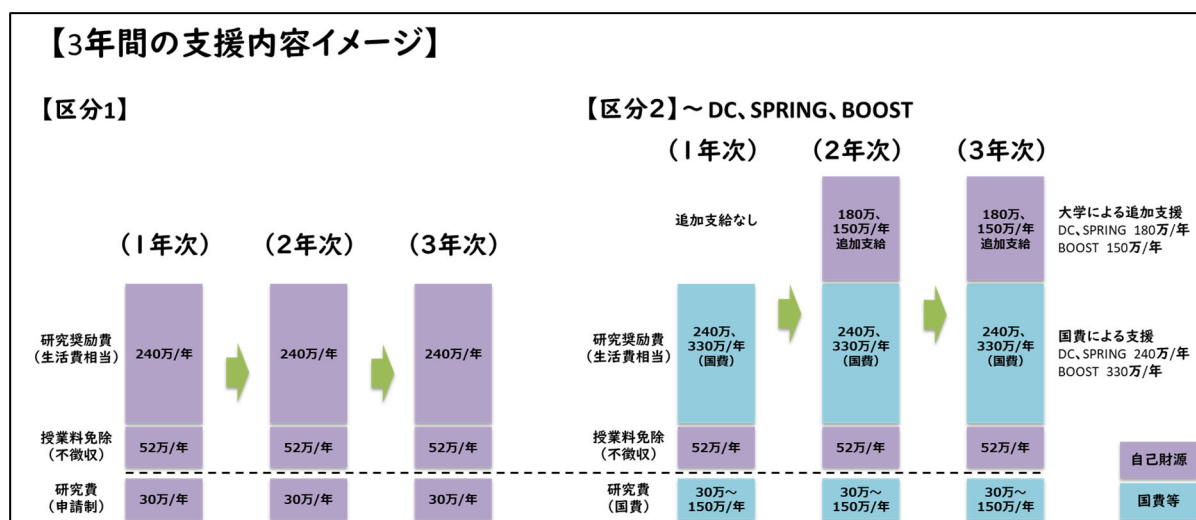
2025年度は8月1日から支援開始となります。よって2025年度のみ、研究奨励費は2025年8月～2026年3月までの分が支給対象となります。（初回の振込みは、10月末を予定しています。）

（1）研究奨励費（生活費相当）：月額 20 万円

（2）研究費※5（直接研究費）：年額 30 万円

（3）授業料免除（不徴収）：年額 52 万 800 円

※5：研究費は申請制です。必要な場合は別途、所定の研究計画書の提出が必要です（研究費が不要な場合は、提出の必要はありません。）。なお、研究費は指導教員に配分されます。また、研究費の配分にあたっては、当該プロジェクト申請時のみ可能です。支援期間の2年度目、3年度目に改めて申請することはできませんので、必ず申請時に手続きを行ってください。



7. 支援学生の履行義務

本プロジェクト支援学生は、次に掲げる全ての事項を行わなければなりません。

- (1) 東京都立大学における研究活動上の不正行為に関する規則等に定める責務を果たすこと。
- (2) 本学が指定する研究倫理教育のうち指定単元を履修すること。
- (3) 各コースで指定する履行義務を果たすこと。※6
- (4) 毎年度、所定の研究活動報告書を、期日までに提出すること。
- (5) 最終年度を除き、毎年度日本学術振興会特別研究員 DC2 に申請すること。
- (6) 本学が実施する各種調査に協力すること。
- (7) 本学が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること。※7
- (8) 常に連絡可能なメールアドレスを提供すること。※8

※6：(3)の各コースにおいて指定する履行義務は以下のとおり。なお毎年度の履行義務について、2025年度は支援開始時期が年度途中となることから、別途指定します。

コース名	毎年度の履行義務	支援期間中の履行義務
国際視座涵養 (GP) コース	・国際学会 (国内開催も含む) での発表	・支援期間中に Q2 以上のジャーナルもしくは指導教員がそれに相当すると認めた正式な学術誌 (この場合その理由書を付す) に投稿すること ・Nature マスタークラス受講 (1 単元)
多視座涵養 (TS) コース	・マッチングイベントあるいはそれに相当するイベントへの参加 ・博士人材支援室担当教員との面談	・支援期間中に研究インターンシップに参加すること。 ・Nature マスタークラス受講 (2 単元)
社会デザイン (FD) コース	・超異分野学会への口頭発表ないしは参加、あるいは	・Nature マスタークラスの受講 (4 単元)

	それに相当する研究会での 口頭発表	
--	----------------------	--

※7、8：支援期間終了後にも連絡することがありますので、連絡先のメールアドレスが変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。

8. 支援取消等

- (1) 本学学生の身分を失った場合（博士後期課程への入学辞退を含む。）
- (2) 本学を休学した場合（出産、育児、傷病、留学等を除く。）※9
- (3) 本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合
- (4) 重複受給不可とされている奨学金等受給生に採用された場合
- (5) 所属機関等から生活費相当額として年間240万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得る場合（ただし、区分2のDC、SPRING、BOOST等において支給される研究奨励費等は除く。）
- (6) 長期履修制度適用者となった場合（出産、育児、介護等の事由での適用者は除く。）
- (7) 「7. 支援学生の履行義務」に定める義務を履行しなかった場合又は「7. 支援学生の履行義務」に定める指定の研究活動報告書により、研究活動の履行状況が不十分と認められた場合
- (8) 東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則（平成19年度法人規則第11号）第2条第1項第2号に規定する研究費の不正使用又は東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成19年度法人規則第68号）第2条第2号及び第6号に規定する不正行為等があったと認められた場合
- (9) 正当な理由なく必要な連絡、報告、手続きを怠る等、円滑な運営に支障をきたす行為が認められた場合
- (10) その他学長が支援学生として適当でないと認めた場合

※9：出産、育児、傷病、留学等で学生が研究を継続することが困難になり休学した場合に、個別の事情に応じ、支援期間の中断、延長等を行うことも可能とします（ただし、原則2年を上限とします。）。

なお、研究奨励費の支給等を受けるまでの間又は支給期間中に、上記のいずれかに該当した場合は、支援を取り消し、既に支給した研究奨励費及び研究費の一部又は全部の返還を求めることがあります。

また、支援学生が次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、別に定める方法により、変更を希望する区分に申請することが可能です。

- (1) 区分1の支援学生が標準修業年限内に特別研究員DC2、SPRING、BOOST採用学生の身分を有することとなった場合
- (2) 区分2の支援学生がDC、SPRING、BOOST採用学生の身分を失った場合※10

※10：区分 2 から区分 1 に区分変更する場合の経済的支援は、研究奨励費及び授業料免除のみとなります（研究費は配分されません。）。

9. 支援対象者の決定

申請に基づき、博士人材支援室の議を経て学長が決定します。

10. 申請手続き

(1) 申請期間

2025 年 6 月 30 日（月）～7 月 14 日（月）15：00（日本時間）【締切厳守】

(2) 申請書類

①、②の様式は、以下 URL よりダウンロードして作成してください。

①同意書（全員必須）

申請者は、申請前に必ず指導教員に同意書の作成を依頼し、申請者本人が提出してください。同意書は指導教員の自署が必要です。指導教員の情報及び「1. 確認事項への同意」「2. 指導教員の所見」については必須となります。

なお、同意書の提出がなされない場合は、支援通知後であっても支援取消となる場合があります。

②研究計画書（研究費を申請する者のみ）

研究費の配分を希望する場合は、申請前に必ず指導教員に予算執行管理者となる旨を依頼し、承認を得てください。なお、研究費の配分にあたっては、当該プロジェクト申請時のみ可能です。支援期間の 2 年目、3 年目に改めて申請することはできませんので、必ず申請時に手続きを行ってください。

(3) 申請書類提出方法及び提出先

東京都立大学博士人材支援室事務局 申請フォーム

URL：<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/human-resources-support/student-recruitment/>

上記 URL に記載されている「申請フォーム※11」に必要事項を入力し、①、②（②は該当者のみ）を添付※12して送信してください。なお、URL に掲載されている申請フォームは、TMU ID によるサインインが必要です。

※11：以下、申請フォームの入力事項についても申請に必要な項目として取り扱います。

- ◆氏名
- ◆フリガナ
- ◆ローマ字氏名
- ◆生年月日（西暦）
- ◆博士後期課程における入学年月日
- ◆性別
- ◆学修番号
- ◆2025 年 4 月 1 日時点での所属研究科・専攻（学域）
- ◆2025 年 4 月 1 日時点での学年
- ◆各種通知用メールアドレス

- ◆自宅電話番号
- ◆携帯電話番号
- ◆郵便番号
- ◆住所
- ◆指導教員の氏名
- ◆指導教員の所属研究科・専攻（学域）
- ◆指導教員のメールアドレス
- ◆博士後期課程入学時点の年齢
- ◆博士後期課程における休学期間の有無（有りの場合、休学事由）
- ◆博士後期課程の修了予定時期
- ◆2024 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間に所属機関等から生活費相当額（240 万円）以上の収入の有無
- ◆創発 RA の雇用有無
- ◆申請したプロジェクト名
- ◆長期履修制度適用の有無
- ◆国籍・在留資格
- ◆研究課題名
- ◆希望するコース名
- ◆説明会への出席状況（アーカイブ視聴可）確認
- ◆誓約、確認事項

※12：申請ファイルはすべて PDF ファイルに変換して添付してください。

「①同意書」「②研究計画書」のファイル容量は 10MB 以内とし、ファイル名はそれぞれ以下のとおりとしてください。

- ①「学修番号（半角数字）_研究科名_申請者氏名_01 同意書.pdf」
（例：25111111_理学研究科_都立太郎_01 同意書.pdf）
- ②「学修番号（半角数字）_研究科名_申請者氏名_02 研究計画書.pdf」
（例：25111111_理学研究科_都立太郎_02 研究計画書.pdf）

【留意事項】

一度しか送信できませんのでご注意ください。受付終了後の申請書類の差し替えはできませんので十分確認のうえ、ご提出願います。

11. 指導教員の協力等

本プロジェクトにおいては、指導教員に以下の協力を求めます。申請にあたっては、必ず事前に以下について確認してください。

- (1) 学生が研究費を申請する場合に限り、支給される研究費については、指導教員が予算執行管理者となること
- (2) 学生が自ら選択したコースの履行義務を負うことを認識し、必要に応じて進捗を確認すること

- (3) 学生が研究力向上やキャリア開発・育成コンテンツ科目の受講や活動を行うことについて承認すること
- (4) 本学が指定する所定の学内説明会に出席すること

12. 支援学生ガイダンス

本プロジェクト支援学生へのガイダンスを行います。ガイダンスの詳細は支援学生にメールにて通知します。

13. 申請に関する注意事項

- (1) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、入力事項及び書類の変更は認めません。
- (2) 申請手続等について変更があった場合は、本学の総合研究推進機構 HP (<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/>) にて通知します。
- (3) 申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①申請処理、②支援学生発表、③支援手続業務を行うために利用することがあります。また、同個人情報は、支援学生のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援等)、③本プロジェクトに関する業務(研究力向上、キャリア支援、教育工学的視点からのプロジェクト評価改善等)を行うために利用することがあります。
- (4) 本プロジェクトの支援学生となった場合、透明性確保の観点から所属や氏名等は公表されることがあります。
- (5) 申請書類における記載内容について虚偽の記載をした者は、支援決定後においても遡って取消すことがあります。

14. 経済的支援に関する注意事項

- (1) 研究奨励費は税法上「雑所得」として扱われるため所得税、住民税の課税対象となりますので、毎年度支援学生自身による確定申告が必要となります。確定申告の方法については、国税庁のホームページを参照してください。
- (2) 研究奨励費は税法上雑所得として扱われること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。
- (3) 本プロジェクトにおいては、支援学生と本学との間に雇用関係は生じませんので、社会保険等は支援学生自身による手続き・管理が必要となります。具体的な手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場に問い合わせてください。
- (4) 令和4年度財務省予算執行調査において行われた「博士課程学生への経済的支援」に係る調査結果において、「できるだけ多くの博士課程学生に支援が行き渡るようにすべき」との指摘を踏まえ、大学院博士課程で第一種奨学金の貸与を受けている者が、JSTが実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」(FS)、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(SPRING) 又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 (BOOST) 次世代 AI 人材育成プログラム (博士後期課程学生支援)」による支援を受ける場合

は、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の対象外とすることと
しています。本予算は国の予算ではありませんが、都民の税金を原資にするものであることに鑑
み、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者で本プロジェクトによる支援を受けた者
は、併給は可能ですが、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の
対象外とします。

(独立行政法人日本学生支援機構 HP より抜粋：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html>)

15. その他

- (1) 財政状況に鑑み、支援規模は変動する可能性があります。
- (2) 支援学生本人と連絡が取れない場合等に、指導教員に連絡することがあります。
- (3) 2026年度以降、区分1の支援学生のうち研究業績の特に優れた学生に対して、優秀者認定制度
(区分1から区分2への区分変更)を新設予定です。

16. 問い合わせ先

お問い合わせは、以下東京都立大学博士人材支援室事務局メールアドレスへ御連絡ください。

堀田 貴嗣

副学長（研究・情報・都連携担当）

総合研究推進機構長/博士人材支援室長

理学研究科・物理学専攻・教授

東京都立大学博士人材支援室事務局

E-Mail：soutsui_entry■jmj.tmu.ac.jp（■を@に変更してください）

TEL：042-677-1111(内線：5665・5676・5670・5685)